

## 軽井沢町スポーツ大会参加激励金支給基準

### (趣旨)

第1条 この支給基準は、町民等のスポーツの普及及び技術の向上を図ることを目的として、国、県又は町の代表としてスポーツ大会へ参加する町民等に対し、予算の範囲内で軽井沢町スポーツ大会参加激励金（以下「激励金」とする。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象大会)

第2条 激励金の支給の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催、共催又は後援する次の各号に掲げる大会をいう。ただし、主たる目的が予選会の場合は除く。

- (1)国際大会
- (2)国民体育大会、全日本又は全国呼称の各種大会
- (3)北信越大会又はそれに準ずる大会
- (4)長野県大会

### (支給対象者)

第3条 激励金の支給の対象者は、予選会等により選抜され、前条に規定する大会に、国、県又は町の代表として参加する選手、監督等とし、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1)町内に住所を有する者
- (2)町内の高等学校、中学校又は小学校に在学している者
- (3)前2号の者で形成する団体の監督又はコーチ（2名以内）
- (4)その他町長が特に必要と認めた者

### (激励金の額)

第4条 激励金の額は別表のとおりとする。

### (激励金の支給申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする者は、軽井沢町スポーツ大会参加激励金交付申請書（様式第1号）及び各号に掲げる書類を大会開催14日前までに提出しなければならない。ただし、大会出場から大会までの期間が短い等、提出期限に間に合わない場合はその限りではない。

(1)代表選考予選会成績確認報告書

(2)出場大会の開催要綱等

2 激励金の交付を受けようとする者が未成年の場合は、所属する団体の長又は保護者が申請するものとする。

(激励金の支給方法)

第6条 激励金は支給対象者からの激励金請求書（様式第2号）の提出後、手渡しで支給するものとする。ただし、都合により手渡しすることのできない場合、口座振込で処理することができる。

(結果報告書)

第7条 激励金の支給を受けた者は、スポーツ大会終了後、速やかに軽井沢町スポーツ大会出場報告書（様式第3号）に大会結果を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、支給する必要がある場合は、その都度協議のうえ支給する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

別表

(1人あたり)

	開催場所	激励金額
長野県大会		3,000円
長野県大会以外の大会	県内	3,000円
	県外(本州以外を除く)	5,000円
	本州以外の日本国内	7,000円
	海外	30,000円